



注目判決！

—西日本防災システム

2015 01 17

こんな判決が出されました。

1月16日 **火災**発生時に避難の障害となるとして、事務所の外に置いたロッカーなどについて東京消防庁から除去命令を受けた弁護士が、命令取り消しと慰謝料200万円を東京都に求めた訴訟の判決が東京地裁で出されました。判決では命令の一部を取り消した上で、都に10万円の支払いを命じています。通行(避難)可能な空間が十分確保されていると指摘し、除去命令の一部は違法と判断したようです。さらに職務上、法令順守が求められる原告の社会的評価を低下させたとして、慰謝料を認めたかたちです。訴えていたのは、東京・銀座の雑居ビルに事務所を構える男性弁護士で、判決によりますと、管轄消防署は2011年から14年に同ビルの立ち入り検査や査察などを実施し、指摘や警告を受けても階段付近から撤去されなかった本棚とロッカーについて14年1月、消防法に基づき除去命令を出したようです。現場の状況が分かりませんので、なんとも言いませんが…… ここまで泥沼化しなければならぬ問題なのでしょうか。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 